

環境大臣
山本 公一 様

要望書

平成28年8月26日
福島県浪江町長 馬場 有



1. 避難指示解除に向けた早期かつ徹底的除染

- ・避難指示解除の時期までに、住民の居住区域の除染について、最低でも一巡させること。また、そのための人員や体制の確保を図ること。
- ・除染の結果が住民に周知徹底されなければ、除染が一巡したとはいえない。よって、住民が除染結果を理解することのできる、十分な時間的余裕をもって、居住区域の除染一巡を完了させること。
- ・除染後に、線量等に関する住民の不安が解消されない場合には、住民の要望と現地の状況を総合的に勘案し、追加的な除染を速やかに実施すること。

2. 帰還困難区域内における除染

- ・8月24日に出された「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」（以下、第6次提言）では、帰還困難区域内の復興拠点、主要インフラとその周辺地域について、国が責任をもって除染を進めていることが明言されている。
- ・復興拠点や主要インフラとその周辺地域を中心とする「まちづくり」、「地域づくり」を進めるにあたり、地元自治体との協議の上で、除染計画を策定し、国として速やかに除染を進めること。

3. 森林除染

- ・浪江町全体の面積のうち約7割を森林が占めており、これらは浪江町の地域住民にとって生活圏である。これを踏まえ、森林の放射線量低減に向か、除染を含めた技術の開発・実証等を、地域毎の実情にあわせて進めていくこと。
- ・里山再生モデル事業につき、第6次提言では、「将来的には復興拠点等整備の進捗状況等に応じて帰還困難区域で実施することも視野に検討すること」とされている。浪江町の森林の大部分が帰還困難区域に存在していることから、復興拠点の整備と里山再生は密接不可分のもの。帰還困難区域における里山再生モデル事業の実施につき、早急に検討を進めること。
- ・浪江町は森林が存在する地域が広大であることから、里山再生モデル事業による、放射線量低減と里山再生を実現しなければならない場所が複数ある。事務的な箇所付けを行うことなく、浪江町の要望と実態を踏まえたモデル事業実施地域の選定を行うこと（浪江町の具体的な要望は別添参照）。

4. 避難指示解除準備区域、居住制限区域に接する帰還困難区域の除染

- ・第6次提言で明言されているとおり、避難指示解除が予定される区域に接する帰還困難区域は、帰還する住民の不安解消の観点から、付近住民の要望を踏まえ境界周辺の除染を行うこと。

5. 農業用水路

- ・農業再開を促進するため、農業用水路の除染を実施すること。

6. 家屋解体

- ・家屋解体を希望する世帯については迅速に作業を進めること。
- ・避難指示解除後に家屋解体を希望する世帯についても、国により継続的に実施すること。

7. 廃棄物対策

- ・復旧・復興を集中的に進める期間中は、対策地域内で出る産業廃棄物等を、国の事業として回収・処分を行うこと。
- ・上記対策（国による回収・処分）を早期に実施することが困難な場合には、処理事業者及び処理施設を確実かつ円滑に確保すること。
- ・既に設置している仮設焼却施設は、地元自治体が要望する場合、継続して設置することができるよう柔軟に対応すること。

(以上)

別添

平成 28 年 8 月 18 日

里山再生モデル事業の要望

浪江町

1. 森林関連の課題

(1) 帰還困難区域との境界における除染

・帰還困難区域と居住制限区域の境界に森林が一部存在しており、周辺住民からは、不安の声があがっている。29年3月に避難指示解除準備区域及び居住制限区域の避難指示解除を目指す上で、区域境界部分の除染の実施は不可避な課題。

(2) 帰還困難区域を中心とした森林再生

・浪江町は町土の7割を森林に囲まれ、その大部分が帰還困難区域に存在している。森林は主要河川の水源となっていることや、魚、山菜等により食生活を支えていた側面があり、森林と帰還困難区域の再生は切り離せない関係。
・浪江町は「オール浪江」での町再建を目指し、帰還困難区域の帰還の道筋をつけるまでは帰町宣言ができない。森林再生を目指すことが同時に必要。

2. 基本方針

(1) 帰還困難区域と居住制限区域の境界域に存在する森林について、人の出入りが見込まれるエリア等、日常生活に影響があると考えられる範囲の除染を行う。

(2) 帰還困難区域を中心とした森林再生のため、間伐と植林を進め、森林再生を目指す。間伐した木材を活用して、木質バイオマス関連事業を展開する。発電事業、バイオコークス製造事業等、考えうる事業の可能性調査を実施した上で、3年程度を目途に事業実施を目指す。

(3) 放射線量の高い森林に入り、間伐等の作業を行うには作業者の確保が大きな課題がある。よって、間伐機材の放射線遮蔽技術の開発、遠距離操作可能なロボットの開発、ドローン等による作業監視システム開発等、労働者の負担が最小限になる技術・製品の開発を行う。

3. 具体的事業内容

(1) 境界部分の除染 ※希望する財源：里山再生モデル事業

- ・帰還困難区域と居住制限区域の境界域に存在する森林について、人の出入りが見込まれるエリアなど、日常生活に影響がある範囲を指定し除染を行う（想定対象地区：立野上／いこいの村と丈六公園周辺の里山2箇所を要望）。
- ・下記（2）の基礎調査の結果を踏まえ、来年以降に再度除染範囲を協議する。

(2) 基礎調査 ※希望する財源：里山再生モデル事業

- ・境界部分の適正な除染範囲や方法、および（3）にて後述する木質バイオマス活用事業の可能性を検討するための基礎調査として以下の内容を今年度の里山再生モデル事業で実施する。

①除染に関する基礎調査

- －境界除染の実施と平行して、除染実施地域およびその周辺地域で面的な空間線量調査の実施
- －居住制限区域及び帰還困難区域に存在する森林のうち、いくつかのポイントを選定し木材の線量のサンプリング調査を実施（各10本程度）。

②木質バイオマスを使った事業に関する基礎調査

- －森林の権利関係確認（国有林、民有林等の明確な選別）
- －浪江町の全体木材量及び間伐可能木材量の確認（木材種類を含）
- －地元森林組合等との協力体制構築

(3) 木質バイオマスを活用した具体的プロジェクト形成の可能性調査

※希望する財源：里山再生モデル事業等（関係省庁と相談）

- ・バイオマス発電、バイオコークス等事業に関する実現可能性調査

（具体的な調査事項の例）

①発電事業の可能性検討

- ・系統接続の可能性の調査・検討および事業性。
 - ・材料となる間伐材から発生するセシウムの挙動、濃縮率の調査
 - ・灰等の処理案検討。
 - ・木材の切り出し、発電工場の運営のための労働環境確保に関する課題等
- ##### ②バイオコークス事業の可能性検討。製造、貯蔵、売却等、最終処理案の検討
- ##### ③その他事業の可能性

④次年度以降の計画

- ・今年度の基礎調査、事業可能性調査で得た情報をもとに、町として木質バイオマス事業の展開を判断する（場所、規模感を含む）。
- ・町の事業とすることを決めた場合、来年度、再生加速化交付金メニューを活用し、事業実施を見据えた基本設計、実施設計、運営体制等の構築等に進む。
- ・3年後を目途に本事業開始を目指す。

(4) ロボット等技術の開発 ※希望する財源：イノベ補助金

- ・放射線量が高いことによる、作業環境確保の課題を解決するため、以下の点につき、民間事業者の協力を得つつ、実証事業を段階的に進める。

- ① 重機の遮蔽技術開発。（作業員の被ばく線量低減のための取組み）
- ② 遠隔操作による作業ロボットの開発と実証
- ③ ドローン技術と連動させ、遠隔操作、監視、作業工程管理を行うシステム開発。

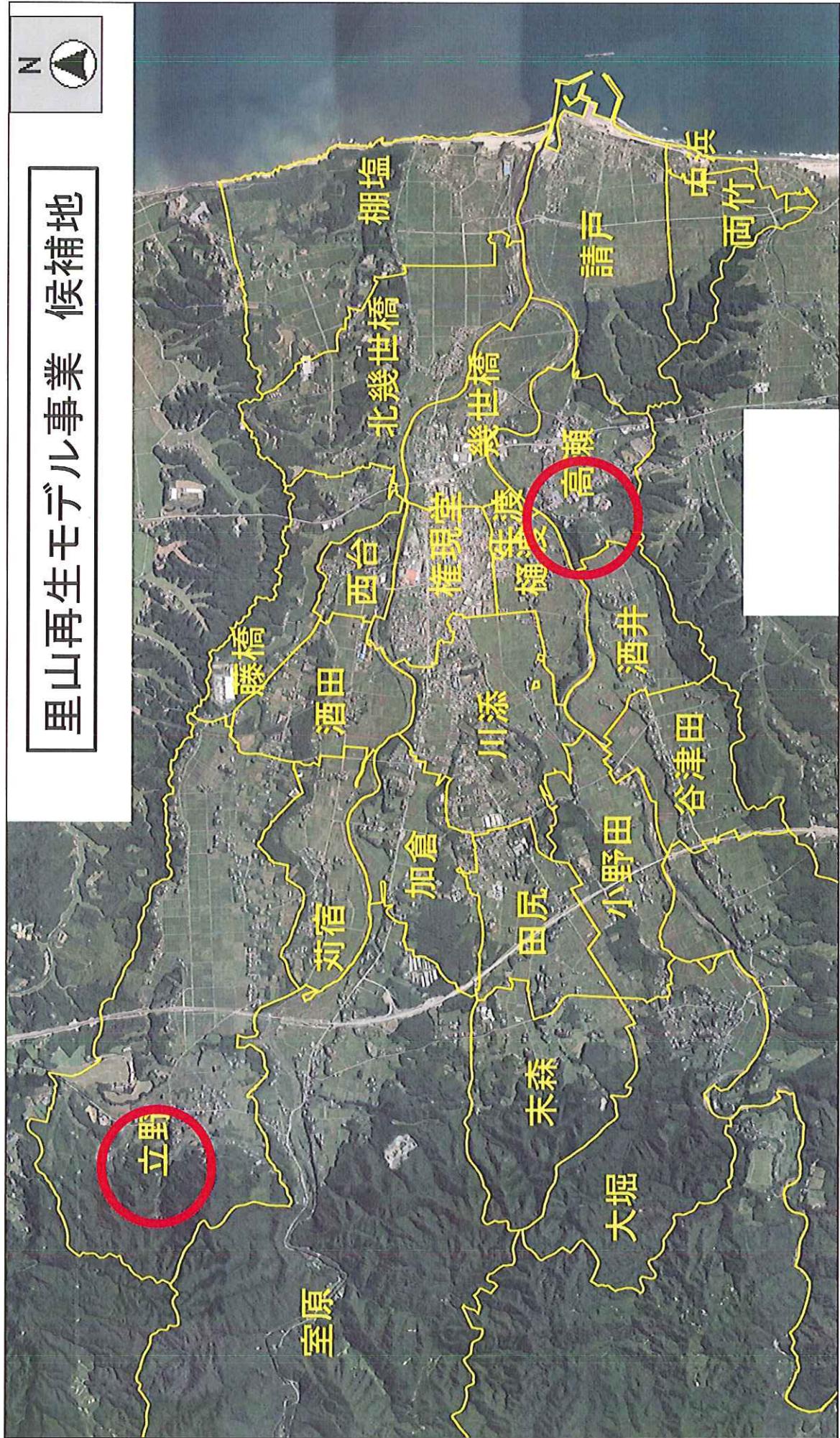
(5) 森林再生へ向けた間伐と植林プログラム構築 ※林野庁と要相談

- ・上記（3）事業実施による間伐とともに植林を行う。その計画を策定。

4. ロードマップ作成

- ・上記3.（1）～（5）を組み合わせ、浪江町の森林を再生させていく道筋を示す。長期間かかっても森林再生を目指すことを具体的に示すことで、作業明確化と住民の意欲向上を目指す。

里山再生モニターリング事業 候補地



110000宿戸数 : 500000